

明石市地域公共交通活性化協議会設置要綱 (設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成、変更及び実施に関し必要な協議を行うため、法第6条第1項に規定する協議会として、明石市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、計画の作成、変更及び実施に関する事項その他必要な事項について協議し、必要に応じ、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 明石市の職員
- (2) 法第2条第2号に規定する公共交通事業者等の職員
- (3) 法第2条第3号に規定する道路管理者
- (4) 兵庫県明石警察署の職員
- (5) 法第2条第1号に規定する地域公共交通の利用者
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務等)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員（会長を除く。次項及び第4項において同じ。）は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

- 3 会議は、委員（前項に規定する代理人を含む。次項において同じ。）の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 6 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- 7 第1項から前項までの規定にかかわらず、会長は、協議会の議事の内容により、会議の開催に代え、文書による協議を行うことができる。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、都市総務課に置く。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則（令和5年12月15日制定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。

（招集の特例）

- 2 この要綱の施行の日以降、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、都市整備室長が招集する。